

避難ハコゞ修繕 仕様書

1 修繕概要

修繕名称：千葉市営住宅高浜第2団地外1団地避難ハコゞ修繕

修繕場所：千葉市美浜区高浜1丁目5番 外

修繕期間：90日間

修繕概要：各棟バルコニーの2～5階に設置されている既存避難ハコゞを改修する。

対象避難ハコゞ数：37台

2 一般事項

- (1) 本修繕仕様書は、業務の大要を示すものであり、本書に記載されていない事項であっても現場の状況に応じ、軽微な業務で修繕業務遂行上必要と認める業務については、請負金額の範囲で実施するものとする。
- (2) 入居者設置のエアコン室外機等が避難ハコゞ改修の支障となる場合は、入居者への状況説明及び軽微な室外機等の移動については、請負金額の範囲で実施するものとする。
- (3) 修繕業務の着手に先立ち、契約締結日から7日以内に作業実施計画書等関係書類を提出し監督職員の承諾を受けること。
- (4) 避難器具の変更に伴う消防署への届出は、請負者の責任において速やかにおこなうこと。
- (5) 修繕にあたり、入居者等への周知及び安全対策等は請負者が責任を持っておこなうこと。
- (6) 今回設置する避難ハコゞについて各棟の部屋ごとに設置箇所、型式番号、メーカー、製造番号等を記入した一覧票を作成の上、監督職員に提出すること。

3 避難ハコゞの改修

(1) 対象団地

① 千葉市美浜区高浜1丁目5番

高浜第2団地 8・10・11・13～15号棟 5階建て 37台

② 千葉市花見川区千種町354番地の2

千種町団地 1・2号棟 3階建て 4台

合計 41台

- ・当初対象住戸は、別紙による
- ・現場施工に伴うバルコニー内の出入には、入居者との連絡調整を請負者の責任においておこなうものとする。
- ・入居者の都合等により当初対象住戸で改修が出来ない場合は、対象団地の未改修避難ハコゴの改修をおこない、合計改修台数 41 台を目指す。
- ・工期内に改修台数が 41 台に達しない場合は、改修できた台数により設計変更をおこなうものとする。

(2) 仮設計画

- ・現場施工にあたり、作業員の休憩等に使用する場合は空住戸の貸出しを無償でおこなう。ただし、光熱費の申請及び使用料の支払いは、請負者負担とする。

(3) 既存避難ハコゴ

① 高浜第 2 団地 8・10・11・13・14 号棟

カ工業(株) 型式：は第 62-1 製造：平成 6 年 長さ：1.7m 開口部：0.5 m²
 避難空地：60×60 cm 31 台

② 高浜第 2 団地 15 号棟

(株)マルニシ 型式：は第 16-6 製造：平成 20 年 長さ：1.7m 開口部：0.5 m²
 避難空地：60×60 cm 6 台

③ 千種町団地 1・2 号棟

カ工業(株) 型式：は第 62-2 製造：平成 6 年 長さ：2.0m 開口部：0.5 m²
 避難空地：60×60 cm 4 台

(4) 改修計画

- ・既存避難ハコゴ跡へ設置出来る避難ハコゴへ改修
- ・収納ケース：ステンレス製 ハコゴ：鋼板製
- ・「全国避難設備工業会認定品」及び「日本消防検定協会検定品」とする。
- ・強風時に上蓋が自然に開くことを防ぐ為のラッチ「強風対策ラッチ」を設けるものとする。
- ・上枠 4 周には、漏水対策としてシーリングを施すこと。
- ・階高：2.60m ハコゴ数 7 段 41 台

4 既存避難ハコゴの処分

回収した既存避難ハコゴは“廃棄物の処理及び清掃に関する法律”に基づき適切に処理・リサイクルするものとする。また、産業廃棄物処理に関わる契約書及び許可証の写しを監督職員へ提出すること。(マニフェスト B2、D、E 票写し提出)

5 その他

本仕様書に記載されていない事項は、監督職員との協議による。

「別紙」

1. 当初対象住戸

① 高浜第2団地

8号棟	201号	501号	408号	508号	棟計 4台
10号棟	201号	301号	401号	501号	
	208号	408号			棟計 6台
11号棟	201号	301号	401号	501号	
	208号	408号	508号		棟計 7台
13号棟	301号	401号	501号		
	208号	308号	408号		棟計 6台
14号棟	201号	301号	401号	501号	
	210号	310号	410号	510号	棟計 8台
15号棟	201号	301号	401号		
	206号	306号	506号		棟計 6台
					団地計 37台

残未改修住戸数：6戸

② 千種町団地

1号棟	201号	301号			棟計 2台
2号棟	201号	204号			棟計 2台
					団地計 4台

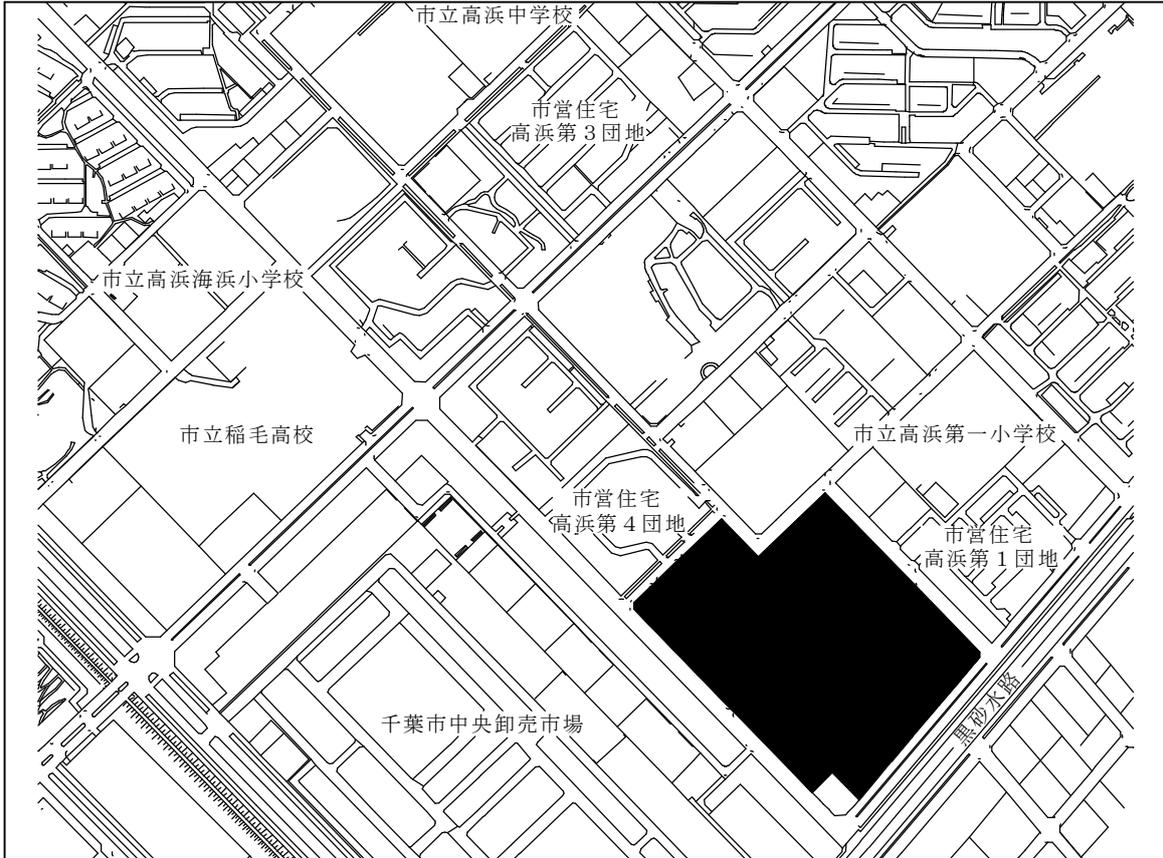
残未改修住戸数：3戸

総合計 41台

2. 当初対象住戸で改修が出来ない場合の措置

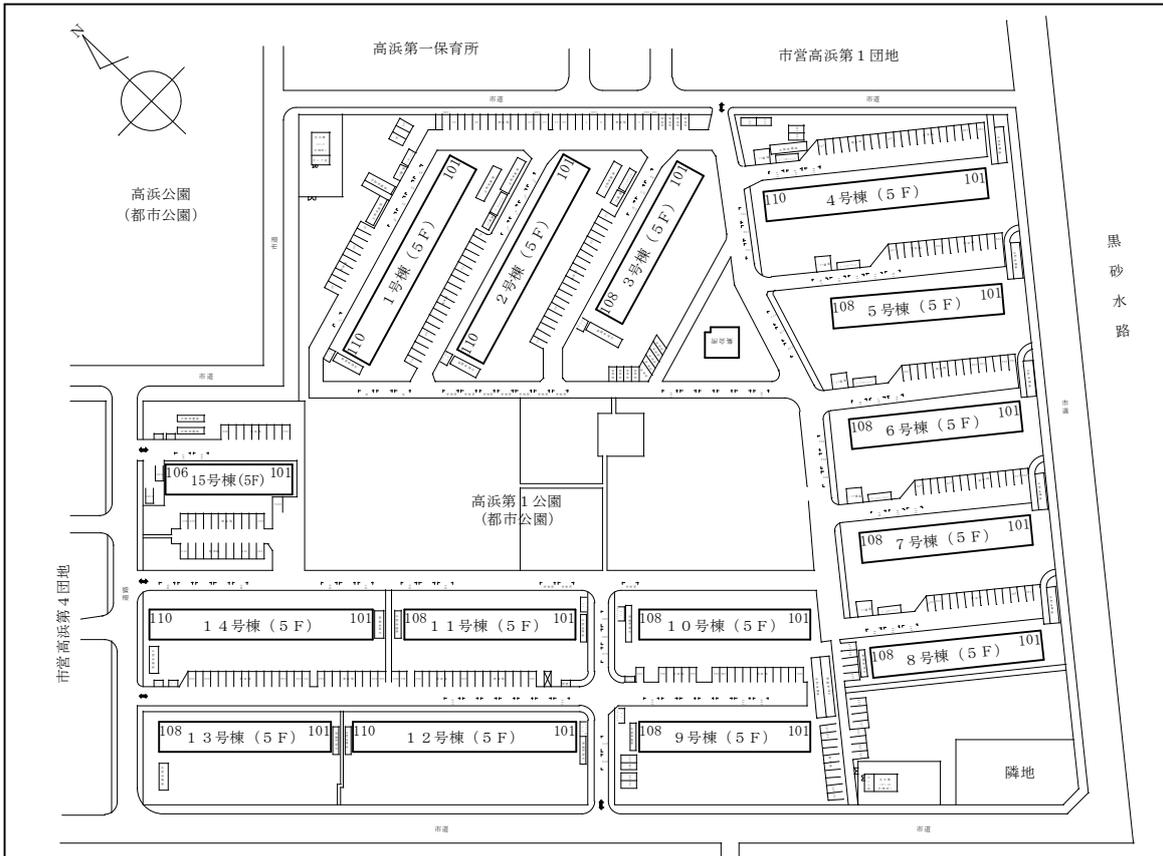
- ・入居者の都合等により当初対象住戸で改修が出来ない場合は、対象団地の未改修避難ハコ^①の改修をおこない、合計改修台数 41 台を目指す。
- ・工期内に改修台数が 41 台に達しない場合は、改修できた台数により設計変更をおこなうものとする。

高浜第2団地 案内図

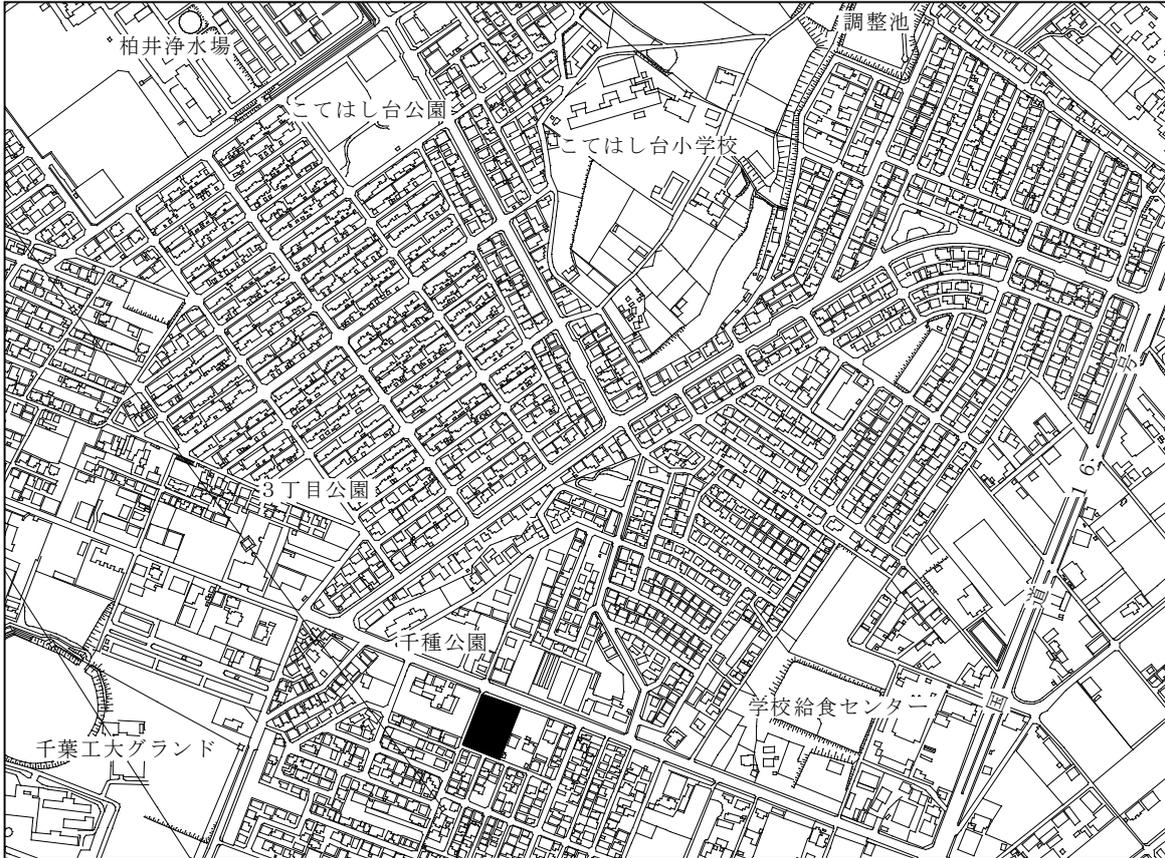


所在地：千葉市美浜区高浜1丁目5番

高浜第2団地 配置図



千種町団地 案内図



所在地：千葉市花見川区千種町354番地の2

千種町団地 配置図

